

1章

インボイスの基本を 抑えよう



インボイスとインボイス制度

インボイスの実務に対応するため、インボイスとはなにか、インボイス制度とはどういうものか、基本的な事項を確認しておきましょう。

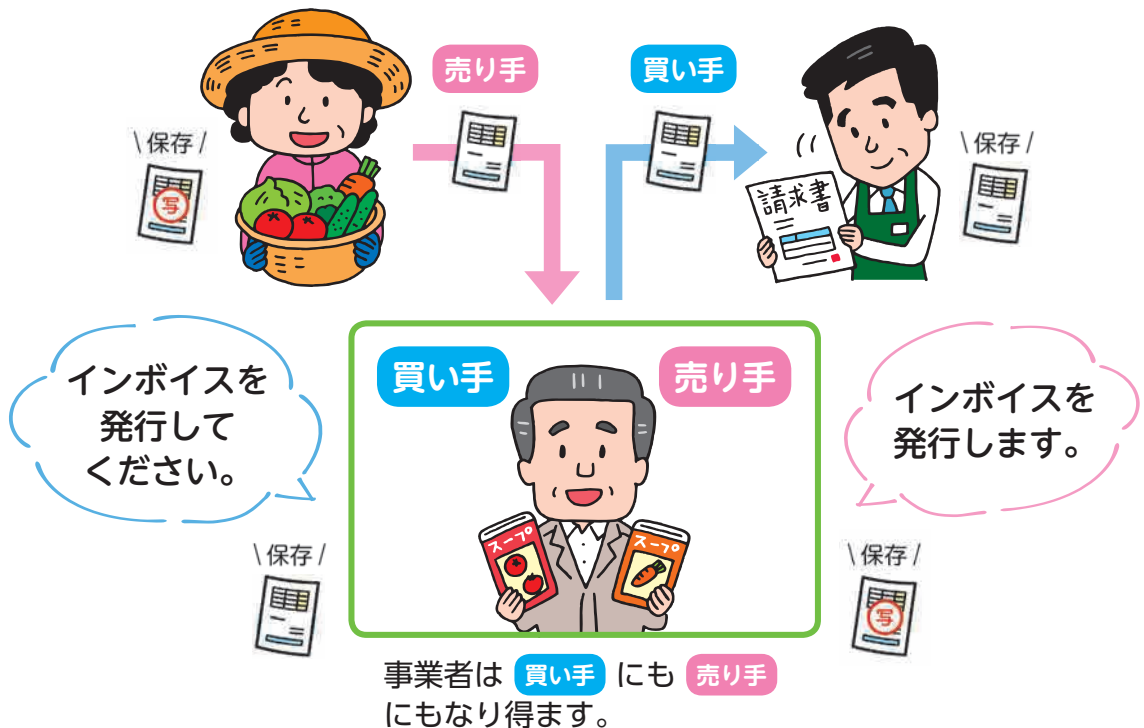
👉 インボイスって何？

インボイス＝「適格請求書」は、取引のとき、必要なものを購入する **買い手** と、それを売る **売り手** でやり取りします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。**買い手** は、このインボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けることができません。*

※インボイスに必要な事項が記載され、取引相手が発行した請求書等を保存することで仕入税額控除を受けられます。ただし、簡易課税事業者の場合を除きます。

👉 インボイス制度って何？

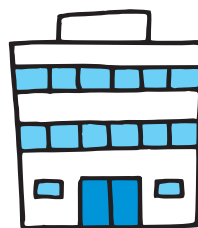
インボイス＝「適格請求書」を発行したり、受け取って保存したりするルール、「適格請求書等保存方式」のことです。



👍 インボイスを発行するには？

インボイスは、「適格請求書発行事業者」（インボイス登録事業者）しか発行できません。そのためには税務署に課税事業者として、申請をし、登録をしなければなりません。

登録手続きは令和3年10月1日から始まっています。税務署への手続きについては、4～10ページを参照してください。



👍 インボイス制度に関わるのはどんな事業者？

インボイス制度は **売り手** にも **買い手** にも影響を与えるため、ほぼすべての事業者に関わりがあります。



簡易課税を選択していても関係あり？

売り手 となる場合→ 簡易課税制度を選択していて、一般消費者のみに販売しているなら、影響は少ないと考えられます。しかし、売上先に消費税を納税している事業者がある場合は、インボイスの発行を求められるなどの影響があります。

買い手 となる場合→ 消費税納税にはみなし仕入率^{※1}を用いるので、仕入れにかかるインボイスは必要ありません。^{※2}

※1 20ページ参照

免税事業者なら関係ないでしょ？

売り手 となる場合→ 免税事業者はインボイスの発行や保存などの必要はありませんが^{※2}、売上減少などの可能性があるため、影響がないとは言えません。^{※3}

買い手 となる場合→ 免税事業者はインボイスの発行を求める必要はありません。

※2 ただし、所得税法や法人税法上は保存が必要です。

※3 基本的には、免税事業者のままでインボイス制度スタート後も納入先に消費税を請求できればスタート前と手取り金額は変わりません。しかし、消費税を請求しない場合は、その分手取り金額が少なくなることになります。

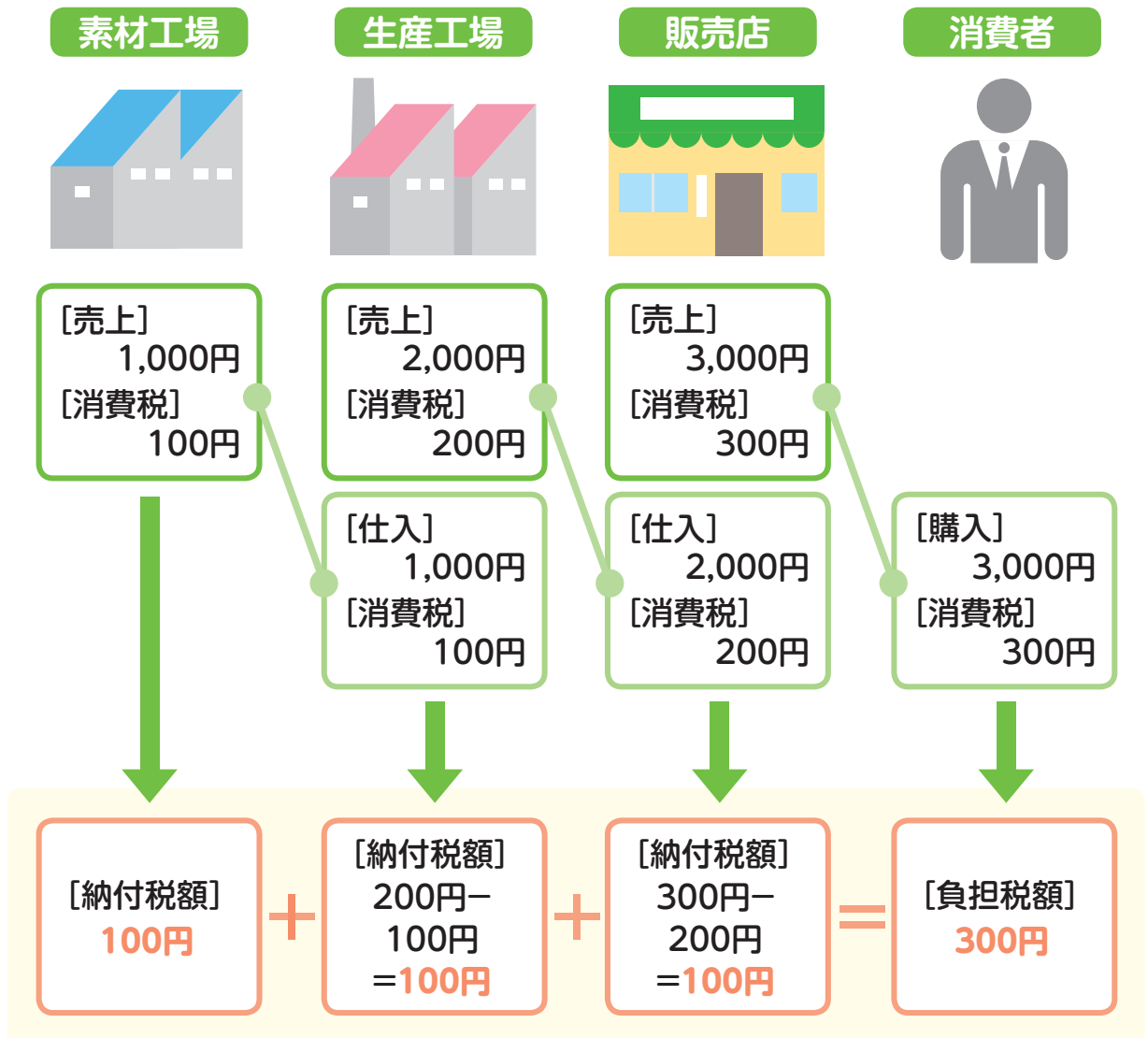


仕入税額控除のおさらい

仕入税額控除は納付する消費税を計算する際の仕組みです。
理解を深めるために消費税の負担と納付、試算方法を確認しておきましょう。

消費税の負担と納付の仕組み

仕入税額は、「課税仕入れ等に係る消費税」のこと。消費税の申告では、課税売上に係る消費税額から、これを控除して計算します。生産や流通で支払いのたびに発生する消費税の二重課税を解消するための方法です。



👉 納税する消費税の試算

税込表示の決算書では、次の方法で納付する消費税が試算できます。

● 本則課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} - \left(\begin{array}{c} \text{売上原価} \\ + \\ \text{販管費} \end{array} - \begin{array}{c} \text{給料} \\ \text{社会保険料} \\ \text{保険料} \\ \text{租税公課等} \end{array} \right) \times \frac{10}{110}^{\star}$$

※食料品等で軽減税率8%の場合は、★の数値が8/108となります。

● 簡易課税の試算

$$\text{売上高} \times \frac{10}{110}^{\star} \times \left(1 - \text{みなし仕入率} \right)$$

※食料品販売等で軽減税率8%の事業者は、★が8/108となります。

※みなし仕入率 卸売業：90%、小売業：80%、製造業・建設業等：70%、飲食業等：60%、
運輸通信・金融・保険・サービス業：50%、不動産業：40%

※20ページ参照

消費税を納付するとき、
売上等で発生する消費税
から支払った消費税を引
くことを「仕入税額控除」
といいます。

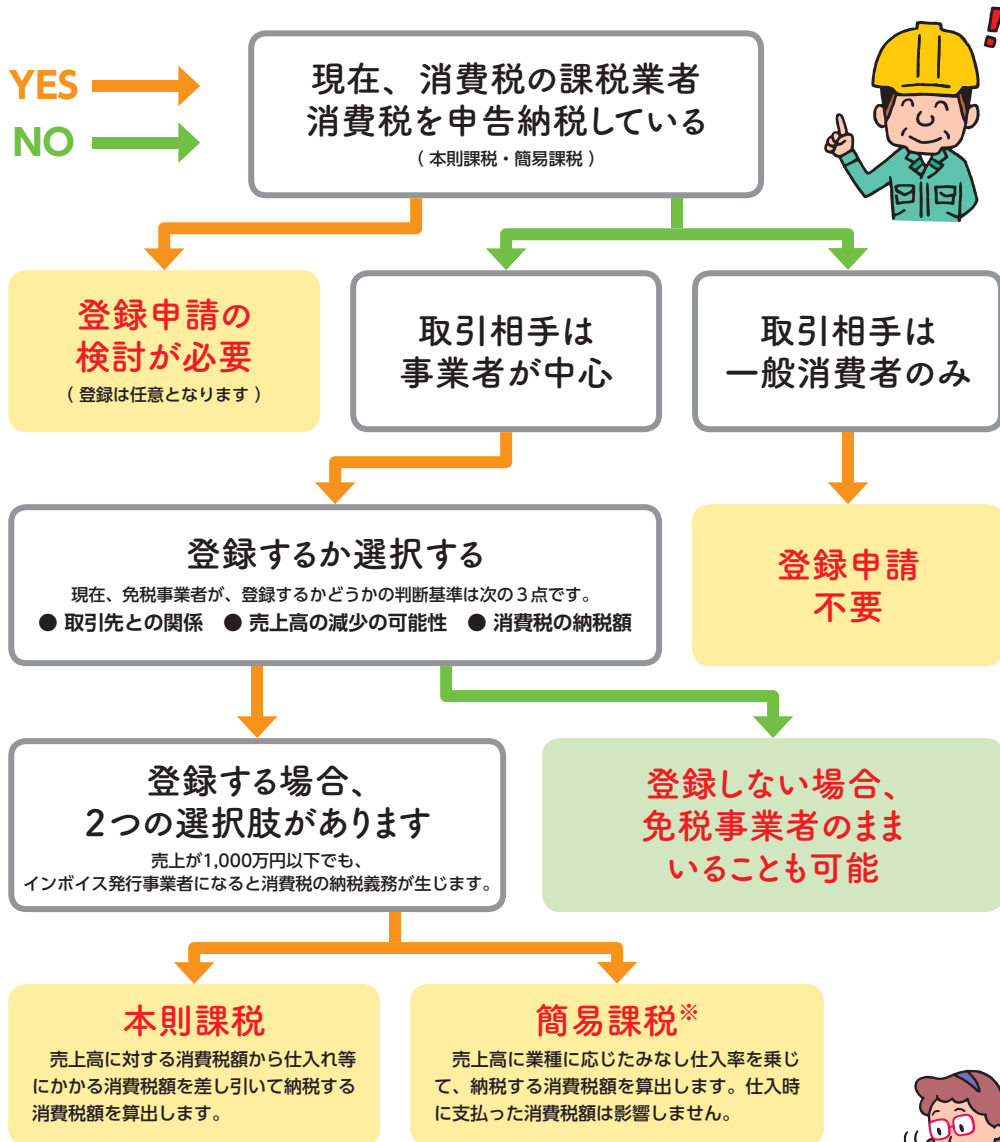


最終的な消費者が、全体
の消費税を負担します。
製造者や販売者は、最終
消費者に代わって消費税
を国に納付しています。

免税事業者が登録を判断するフローチャート

免税事業者については、事業者が「登録するかどうかを判断する」こととなり、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。



※20ページ参照

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、約3年間は納税額が売上税額の2割に軽減される負担軽減措置を選択することができます(事前届出不要、確定申告時に選択)。
※18ページ参照

👍 インボイス発行事業者となるための登録

原則として免税事業者がインボイス発行事業者になるには、次の2つの書類を税務署へ提出する必要があります。

A 適格請求書発行事業者の登録申請書

B 消費税課税事業者選択届出書

※簡易課税を選択する「消費税簡易課税制度選択届出書」とは異なります。



● 登録日が令和5年10月1日から令和11年9月30日まで

上記期間の属する課税期間においては、

A 適格請求書発行事業者の登録申請書のみの提出でOKです。

事業年度の途中から登録することもできます。



● 登録日が令和11年10月1日以降

原則通り、

A 適格請求書発行事業者の登録申請書と

B 消費税課税事業者選択届出書の提出が必要です。



登録通知と登録の効力開始

登録申請をしてインボイス発行事業者登録簿に登録されると、登録通知が届きます。申請してから登録通知が届くまでの期間は、そのときの登録申請書の提出状況により異なります。登録されると、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに掲載されます。

登録の効力開始は通知を受けた日ではなく登録日です。

このため、登録日から登録通知を受け取るまでに区分記載請求書等を発行済みの場合、登録者番号などの必要事項を書面で通知すれば、改めてインボイスを発行しなくてもOKです。



免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の納税額の特例措置

インボイス制度を機に免税事業者がインボイス発行事業者となる場合、令和5年10月1日から約3年間の課税期間、売上税額の2割を納税額とすることができます。

対象期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象

納税額の計算例

売上：700万円（消費税額70万円）

経費：300万円（消費税額30万円） ※サービス業 の場合

本則課税の場合

70万円-30万円
=40万円

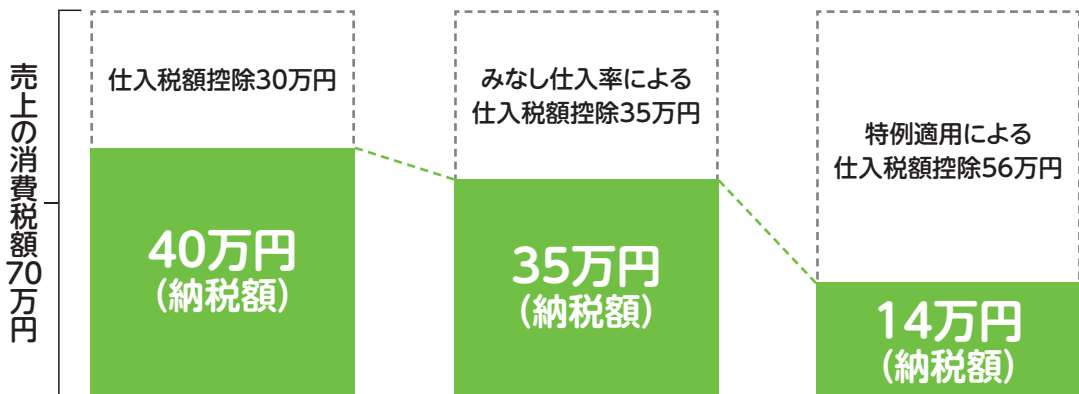
簡易課税の場合

70万円-35万円*
=35万円

※サービス業のみなし仕入率は50%のため、70万円×50%
※20ページ参照

特例の場合

70万円×2割
=14万円



この特例を適用すれば、売上・収入を税率（8%・10%）ごとに把握するだけで申告書が作成できます。
事前の届出も不要です。 確定申告の時に特例を適用するかどうかを選択して、確定申告書に記載すればOKです。



免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の申告納税シミュレーション

免税事業者がインボイス発行事業者となり、納税額の特例を適用したのち簡易課税を選択する場合の例をご紹介します。

例) サービス業の個人の場合 課税期間：1月1日～12月31日

| | 時期 | 決算・申告等 | 納税の形態 | 決算内容／納税額の計算例 |
|-------|---------|------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| | 令和5年10月 | 適格請求書等発行事業者として登録 | 免税→課税 | |
| 令和5年分 | 令和5年12月 | 決算 | 令和5年1～9月免税 令和5年10～12月課税 (特例を選択) | 売上：500万円 (消費税額50万円) 経費：100万円 (消費税額10万円) 売上：200万円 (消費税額20万円) 経費：50万円 (消費税額5万円) |
| | 翌年3月 | 令和5年度確定申告、消費税納税 | | 特例を選択 ← 納税額：20万円×2割=4万円 (参考) 簡易課税の場合 20万円-10万円 ^{※1} =10万円 |
| 令和6年分 | 令和6年12月 | 決算 | 令和6年1～12月課税 (特例を選択) | 売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円) |
| | 翌年3月 | 令和6年度確定申告、消費税納税 | | 特例を選択 ← 納税額：70万円×2割=14万円 (参考) 簡易課税の場合 70万円-35万円 ^{※1} =35万円 |
| 令和7年分 | 令和7年12月 | 決算 | 令和7年1～12月課税 (特例を選択) | 売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円) |
| | 翌年3月 | 令和7年度確定申告、消費税納税 | | 令和6年分と同様 ← |
| 令和8年分 | 令和8年12月 | 決算 | 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出 ^{※2} 令和8年1～12月課税 (特例を選択) | 売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円) |
| | 翌年3月 | 令和8年度確定申告、消費税納税 | 令和8年9月30日を含む課税期間まで特例を選択できます。 | 令和6年分と同様 ← |
| 令和9年分 | 令和9年12月 | 決算 | 令和9年1～12月課税 (簡易課税を選択) | 売上：700万円 (消費税額70万円) 経費：150万円 (消費税額15万円) |
| | 翌年3月 | 令和9年度確定申告、消費税納税 | | 簡易課税を選択 ← 納税額：70万円-35万円 ^{※1} =35万円 |

※2 「消費税簡易課税制度選択届出書」は納税額の特例の取り扱いが終了する令和8年9月30日を含む課税期間までなら、いつ提出してもOK。提出の有無に関わらず、この期間は2割の特例を適用することができます。

法人の場合は、決算後2か月以内に消費税の申告納税を行います。



※1 簡易課税を選択すると、みなし仕入率が適用されます。サービス業のみなし仕入率は50%のため、20万円×50%=10万円、70万円×50%=35万円
※20ページ参照

免税事業者がインボイス登録事業者となり簡易課税を選択する場合



本来、簡易課税を選択する場合には、課税期間の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署へ提出する必要がありました。

しかし、インボイス制度の開始により、免税事業者がインボイス登録事業者となり、簡易課税を選択する場合、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間においては、簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に提出すればOKです。

課税期間の途中からの登録が認められるので、簡易課税も課税期間の途中からで良いことになります。

簡易課税って何？

簡易課税制度では、課税売上に係る消費税額に税法上定められた「みなし仕入率」を乗じて計算します。みなし仕入率は業種別に定められています。

| | |
|-------------------|-----|
| ●卸売業 | 90% |
| ●小売業 | 80% |
| ●製造業・建設業等 | 70% |
| ●飲食業等 | 60% |
| ●運輸通信・金融・保険・サービス業 | 50% |
| ●不動産業 | 40% |

簡易課税制度を選択できるのは、前々事業年度の課税売上高が5,000万円以下の事業者です。



消費税の計算

登録日から事業年度終了の日（個人事業主の場合は12月31日）までの課税売上をもとに、みなし仕入率を用いて計算します。登録日の前日までの売上は免税となるので、注意が必要です。

申告期限と納付期限

- [法人の場合] 一般的には事業年度終了の日から2か月以内
- [個人の場合] 翌年3月31日まで